

令和5年4月7日

保護者の皆様

野々市市学校給食センター所長  
野々市市立小中学校長

### 学校給食について（ご案内）

ご入学、ご進級おめでとうございます。

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより児童・生徒の心身の健全な発達を図ること、また食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことから、学校教育の一環として実施されています。今年度も安全・安心で、おいしく楽しい給食をお届けしますので、よろしく願いいたします。

#### 1 学校給食の目標

学校給食の目標は、次のとおり学校給食法に定められています。

- (1) 適切な栄養摂取による健康の保持増進を図る。
- (2) 食事を正しく理解し、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- (5) 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- (7) 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

#### 2 献立について

- (1) 給食の献立については、栄養教諭が学校給食摂取基準に基づき、年間の献立計画をもとに1か月単位で作成しており、ご家庭には前月に配布します。
- (2) 米飯給食を実施しておりますが、多様な献立を提供するため月1回程度はパン給食を実施しています。

#### 3 給食費について

- (1) 保護者の皆様には食材費のみご負担いただいております。学校給食施設の設備や運営、職員の人件費、光熱水費等は市が負担しております。
- (2) 給食費については、1食あたり小学校が280円、中学校は335円です。

#### 4 給食の停止について

- (1) 病気や事故等その他の理由で長期欠席（長期欠席とは、原則として連続する喫食日5日以上を停止する場合）等によりやむを得ず給食の停止が必要な場合には、停止希望日3日前の正午までに学校へ届け出をお願いいたします。また、食物アレルギー等で食事に配慮が必要な場合は、学級担任等にご連絡いただき、保護者の申し出により学校と協議の上、給食を停止することができます。
- (2) 自然災害等による急な休校や、インフルエンザ等で学級閉鎖となる場合には、3日前の正午までに給食停止が決定されなければ原則、給食費が必要となる場合があります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については政府の動向に合わせ、令和5年度よりインフルエンザと同様の対応といたしますのでご理解いただきますよう、お願いいたします。